

「社長回答書（7項目）」の 実施計画への反映について

2020年12月14日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 「7項目」について

1

- 2017年7月10日の社長と規制委員との意見交換において、当社の原子力事業者としての適格性に関し、7つの論点を示され、同年8月25日に社長より回答書を提出。
- 7つの論点に対する社長回答書を「原子力事業者としての基本姿勢」という形で示したものを「7項目」と呼称している。

	頂いた7つの論点に対する当社回答内容：（要約）
1	福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく
2	福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく
3	安全性をおろそかにして経済性を優先することはない
4	世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく
5	原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく
6	社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく
7	良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく

2. 「7項目」の実施計画への反映案（1/2）

- 7項目は、東京電力HDとしての約束である。
- 福島第一原子力発電所へ適用するにあたり、自身の発電所として主体的に取り組めるよう、実施計画Ⅲ 第2条（基本方針）へ、以下の通り反映する。

（基本方針）

第2条

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、福島第一原子力発電所に適用するための「原子力事業者としての基本姿勢（福島第一原子力発電所）」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【原子力事業者としての基本姿勢（福島第一原子力発電所）】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

（次ページに続く）

2. 「7項目」の実施計画への反映案（2/2）

3

1. 福島原子力事故を起こした当事者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、安全かつ着実に廃炉をやり遂げる。
3. 福島第一原子力発電所の廃炉に対する運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。
社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転・廃炉経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に福島第一原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
現場からの提案、リスク情報の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、福島第一原子力発電所で起こり得る作業員や公衆に影響を与えるおそれのある重大な事象を想定した訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。
6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。
7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、福島第一原子力発電所の廃炉に対する安全性を向上する。
現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

3. 「7項目」の実施計画変更の範囲（1/2）

- 7項目に関する取り組みは、「基本姿勢」として定義し、社長の責任のもと品質保証活動に展開するため、第2条を含め、以下の条文と別添についても、今後補正申請にて変更・追加を行う。

【7項目に関する実施計画の変更対象箇所：実施計画Ⅲ 第1編／第2編】

●変更対象条文

【補正：1回目】

- ・第2条（基本方針）
⇒7項目を「基本姿勢」として定義した記載の充実

12/2に補正申請済み（補正1回目）
⇒但し、今回提示した記載案を踏まえ、
再度補正申請要

【補正：2回目※】

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
⇒7項目を品質保証活動に展開する記載等の追記
- ・第5条（保安に関する職務）
⇒リスク管理に対する社長の関与等を明記
- ・第81条（記録）：第1編，第120条（記録）：第2編
⇒重要なリスクの記録の保管について追記
- ・別添1（2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書）
⇒「基本姿勢」の元となる文書である旨を追記
- （新規追加）
- ・別添2（重要なリスク情報への対応）
⇒対応フローを記載

現在並行申請している、
「品質管理基準規則施行等に伴う申請」
の認可後、準備が整い次第、補正申請
を実施（補正2回目）

※「品質管理基準規則施行等に伴う申請」の認可内容も反映

3. 「7項目」の実施計画変更の範囲（2/2）

■ 補正申請を2回に分ける理由：

- ・「品質管理基準規則施行等に伴う申請※」内容の中で、7項目の約束に係わる記載箇所があることから、重複しない箇所（第2条：基本方針）を、1回目として12/2に補正申請。
- ・認可された後、その既認可反映 及び 第2条以外の条文を含め、準備が整い次第、2回目として補正申請する。

※：東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更（初回変更申請日：2020.6.29）

以下，参考資料

- 【参考 1】 「7 項目」についてのこれまでの経緯
- 【参考 2】 原子力規制委員会で頂いた 7 つの論点
- 【参考 3】 本年7月10日の原子力規制委員会との
意見交換に関する回答(2017年8月25日)

■ 2017年7月10日（第22回原子力規制委員会：臨時）

- 当社社長と規制委員との意見交換を実施し、当社の原子力事業者としての適格性に関し、7つの論点※を御提示頂いた。（※【参考2】参照）

■ 2017年8月25日

- 頂いた7つの論点に対し、社長名での回答書を原子力規制委員会に提出。

■ 2017年8月30日（第33回原子力規制委員会）

- 「7項目」について、許可申請書と同レベル扱いの宣言・約束の文書である事を共有。

■ 2017年9月6日（第35回原子力規制委員会）

- 「7項目」について再度議論がなされる。

■ 2017年9月13日（第37回原子力規制委員会）

- 「7項目」において確約した取組について、設置許可申請書記載事項と同等の位置付けであり、将来にわたり確実に実行されることを担保するために、保安規定に記載されるべきものとの見解を頂いた。

- **2017年9月20日（第38回原子力規制委員会）**
 - 当社社長より，保安規定に記載することについて了解の旨を伝達。
- **2020年3月30日**
 - 柏崎刈羽・福島第二の保安規定，福島第一の実施計画について，「7 項目」を反映した変更認可申請を実施。
- **2020年5月28日（第7回原子力規制委員会）**
 - 柏崎刈羽の保安規定の審査を先行し，記載内容が確定後に他発電所の記載について検討する方針が出された。
- **2020年10月30日**
 - 「7 項目」の内容を反映した柏崎刈羽の保安規定が認可。

⇒その後，福島第二/東通の保安規定の補正申請/変更申請，及び福島第一の実施計画補正申請を実施し，現在審査を頂いているところ。

【参考 2】 原子力規制委員会から頂いた 7 つの論点

■ 2017年7月10日（第22回原子力規制委員会：臨時）

- 当社社長と規制委員との意見交換を実施し、当社の原子力事業者としての適格性に関し、7つの論点を御提示頂いた。

	御提示頂いた論点（要約）
1	福島第一の廃炉を主体的に取り組む覚悟と実績
2	廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽に対する責任を全う
3	安全性追求を優先
4	不確実・未確定なリスクへの取組
5	事業者のさらなる安全性向上
6	責任変更となる体制変更を予定しているのであれば、再申請
7	異なる意見や知見の反映

2017 年 8 月 25 日

原子力規制委員会 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

本年 7 月 10 日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答

1. はじめに

当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さまに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと固く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。

福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。

新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。

こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元へ足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。

なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。

これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。

また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。

原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかり受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。

会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。

こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。

2. 各論点に対するご回答

①福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い

福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。

福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。

これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。

今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。

- 。 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供
- 。 福島県産品の購入等に関する取組

②福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない

当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。

現在審査頂いている柏崎刈羽 6/7 号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示した計画に基づき、着実に実行してまいります。

また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。

③原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない

当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。

私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。

④不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない

福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。

この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。

社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思っていない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。

⑤規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない

当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSI をはじめ各国の団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。

日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。

現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。

私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切に、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。

今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。

⑥原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき

当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。

私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。

トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。

⑦社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない

当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽 6/7 号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。

また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。

以上